

# 平成 23 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )	
要望項目名	中小企業等基盤強化税制(「卸売業・小売業等」に係るもの)	
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>青色申告書を提出する中小卸売・小売及びサービス業者等が、機械及び装置又は器具及び備品を取得した場合、取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める。</p> <p>対象設備等                  機械・装置 1台280万円以上                  器具・備品 1台120万円以上</p> <p>・特例措置の内容                  適用期限の延長が認められた場合、法人住民税割合、事業税割合についても同様の効果を適用する(租税特別措置法第10条の4、42条の7、68条の12において措置された場合、国税との自動連動を図る)</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号	
減収見込額	- ( 16,861 ) (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的                  我が国の中小企業の付加価値額の約46%を占める中小卸売・小売及びサービス業(財務省「法人企業統計」)の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大による内需の振興、産業の活力の維持を図るとともに、流通等の高度化・高付加価値化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性                  中小卸売・小売及びサービス業者等を取り巻く環境は、多様かつ変化の激しい消費者ニーズへの対応、厳しい価格競争、モータリゼーションの進展を背景とした郊外大型店との競争等厳しい状況となっている。実際に、製造業と比較してみても、中小卸売・小売及びサービス業のD I 値(良いと回答した者から悪いと回答した者を差し引いた値。中小企業整備機構「中小企業景況調査」より)は製造業のそれを数年来下回った状態であった(一時的に製造業のD I 値が下回っている時期があるが、D I 値そのものが急激に悪化していた。最新では再び製造業のD I 値を下回っている)。                  このような状況下、内需型の産業として我が国にとって重要な存在である中小卸売、小売及びサービス業者等がそのノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していくためには、設備投資を円滑に行い経営基盤の安定・強化を図っていくことが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小企業・地域経済産業政策 21 経営革新・創業促進
	政策の達成目標	中小卸売、小売及びサービス業者の競争力を向上させ、新たなニーズに柔軟に対応し、関連新規分野に進出していくために、設備投資を円滑に行うことを通じて収益の増大を図り、事業基盤の安定・強化を促進する。 具体的には資本装備率（従業者1人当たりの有形固定資産額）を用い、中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率を700万円以上への引上げを図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	大企業に比して経営基盤の脆弱な中小卸売、小売及びサービス業者等の設備投資を下支えし、経営基盤の安定・強化を図っていく。 具体的には年間平均伸び率6.5%（資本装備率の伸びが上昇基調にあった昭和57年度から平成7年度までの年間平均伸び率）以上の資本装備率の上昇の実現を図ることとする。
政策目標の達成状況	中小卸売・小売及びサービス業者の資本装備率の推移 平成16年度 370万円 平成17年度 350万円 平成18年度 310万円 平成19年度 280万円 平成20年度 300万円 （出所）法人企業統計より中小企業庁試算	
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用事業者数） 平成22年度 5,984件 平成23年度 6,283件 平成24年度 6,597件 H21年度中小企業税制に関するアンケート調査から推計  （適用法人の範囲） 平成22年度 172,959件 平成23年度 176,332件 平成24年度 179,770件 H21年中小企業実態基本調査及び会社標本調査より推計
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、3.61倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある（注1）。これをもとに、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は、35.7億円となり（注2）、これによるGDP押し上げ効果は41.4億円、各産業への生産誘発効果は75.6億円、雇用誘発効果は552人と試算される（注3）。  （上記の試算は、平成22年度に中小企業庁から三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)への委託事業の一環として実施したもの）  （注1）設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。 （注2）平成21年度における中小企業等基盤強化税制の減収額をベースに試算している。 （注3）GDP押し上げ効果の算出にあたっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた（複数のモデルの平均値を採用）。生産誘発額については、GDP押し上げ効果（金額）を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数乗じて雇用誘発効果を算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業投資促進税制 中小企業者等が一定の金額以上の機械・装置又は器具・備品を購入する場合、特別償却（30%）又は税額控除（7%）の適用を受けることができる。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	日本政策金融公庫の貸付 22年度貸付見込額 中小事業者 505億円 小規模零細事業者 1,010億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	政策金融による支援は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して、低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものに対する支援を目的としており、本税制措置とはその役割を異にするものである。
	要望の措置の妥当性	補助金等の認定が必要な措置と比べ、中小卸売、小売及びサービス業者であれば、要件を満たす設備投資に対して広く使えるものである。 また、本税制は高度な設備を導入するためのインセンティブの付与になり、設備投資意欲を最大限引き出せる措置として適正である。 大企業に比べ中小卸売、小売及びサービス業者の資金繰りは、平成4年から苦しい状態が長く続いている。そのため、税制措置により投資意欲を刺激し、経営の安定・強化を促すことが引き続き必要である。 加えて、特定サービス業の業種の整理及び器具・備品の対象設備のスペックの整理を行う。
	ページ	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(適用実績)</p> <table border="0"> <tr><td>平成 17 年度</td><td>4,355 件</td><td>(減収額)</td><td>平成 17 年度</td><td>13.2 億円</td></tr> <tr><td>平成 18 年度</td><td>4,111 件</td><td></td><td>平成 18 年度</td><td>14.7 億円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>5,123 件</td><td></td><td>平成 19 年度</td><td>15.2 億円</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>5,224 件</td><td></td><td>平成 20 年度</td><td>17.7 億円</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>5,699 件</td><td></td><td>平成 21 年度</td><td>17.7 億円</td></tr> </table> <p>(適用額)</p> <table border="0"> <tr><td>平成 17 年度</td><td>278 億円</td></tr> <tr><td>平成 18 年度</td><td>302 億円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>308 億円</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>239 億円</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>240 億円</td></tr> </table> <p>適用実績は H21 年度中小企業税制に関するアンケート調査から推計 適用額及び減収額は中小企業庁試算</p> <p>本税制は、価格要件が高く設定されており、経営基盤の強化に資するものを想定している。そのため、中長期的な観点で設備の導入を決定するものであり、また、対象業種で導入される機械・設備、器具・備品の耐用年数は 5 年超のものが多く、毎年、設備投資が行われるものではない。</p> <p>また、卸、小売及びサービス業は、製造業のように設備投資が生産高に直接影響を与えるものでもないため、設備投資の効果は間接的に現れる。このため、製造業に比べて設備投資のインセンティブが働きにくい。</p> <p>以上のように、設備投資は必要であるものの、製造業ほど積極的に行われるという状況ではない。これらの点を踏まえると、5,699 件という数字は過少とは言えない。</p>	平成 17 年度	4,355 件	(減収額)	平成 17 年度	13.2 億円	平成 18 年度	4,111 件		平成 18 年度	14.7 億円	平成 19 年度	5,123 件		平成 19 年度	15.2 億円	平成 20 年度	5,224 件		平成 20 年度	17.7 億円	平成 21 年度	5,699 件		平成 21 年度	17.7 億円	平成 17 年度	278 億円	平成 18 年度	302 億円	平成 19 年度	308 億円	平成 20 年度	239 億円	平成 21 年度	240 億円
平成 17 年度	4,355 件	(減収額)	平成 17 年度	13.2 億円																																
平成 18 年度	4,111 件		平成 18 年度	14.7 億円																																
平成 19 年度	5,123 件		平成 19 年度	15.2 億円																																
平成 20 年度	5,224 件		平成 20 年度	17.7 億円																																
平成 21 年度	5,699 件		平成 21 年度	17.7 億円																																
平成 17 年度	278 億円																																			
平成 18 年度	302 億円																																			
平成 19 年度	308 億円																																			
平成 20 年度	239 億円																																			
平成 21 年度	240 億円																																			
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 22 年度に中小企業庁において実施したアンケート調査によると、よりグレードの高い設備を導入できた(27%)、設備投資資金が確保できた(23%)等の回答が得られ、本税制が設備投資のインセンティブとなっている。また、対象設備を導入したことによる効果として、製品・サービスの品質向上が 30%、製品納入までの時間短縮、コストの削減がそれぞれ 17%の回答となっており、経営の効率化が図られ経営基盤の強化が行われている。</p>																																			
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>大企業に比して経営基盤が脆弱で、競争も激しい中小卸売・小売及びサービス業等の設備投資を下支えし、経営基盤の安定・強化、事業の高付加価値化を図っていく。達成度については、設備投資額伸び率、資本装備率等の各種指標を用い総合的に判断を行う。</p>																																			
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>長引く景気低迷等による事業者の経営環境の悪化により、中小卸売、小売及びサービス業の資本装備率は 300 万円と目標に届いていない。そのため、本税制によって、経営基盤の安定・強化を図る設備投資を促す措置の継続が必要である。</p>																																			
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 62 年度制度創設</p> <p>平成元年度改正 適用期間の 2 年延長、対象設備の変更（携帯式ターミナル設備追加）</p> <p>平成 2 年度改正 対象者の拡充（飲食店業を追加）</p> <p>平成 3 年度改正 適用期間の 2 年延長、対象者の拡充（中小労働法関係 平成 15 年除外）</p> <p>平成 4 年度改正 対象者の拡充（中小集積活性化法関係 平成 9 年産業集積活性化法に改正）</p> <p>平成 5 年度改正 適用期間の 2 年延長</p> <p>平成 6 年度改正 対象者の拡充（中小新分野進出法関係）</p> <p>平成 7 年度改正 適用期間の 2 年延長</p> <p>平成 9 年度改正 適用期限の 2 年延長、対象者の除外（サービス業のうち特定旅館業を除く大規模法人）、対象設備の取得価額の引き上げ（機械装置 240 万円 280 万円、器具備品 100 万円 120 万円）対象者の拡充（産業集積活性化法関係 平成 12 年度除外）設備要件の変更（電子計算機 4 メガバイト 3.2 メガバイト）</p> <p>平成 11 年度改正 適用期間の 2 年延長、リースの取得価額の引き上げ（機械装置 320 万円 370 万円、器具備品 140 万円 160 万円）</p> <p>平成 13 年度改正 適用期間の 2 年延長、対象者の除外（卸売業、小売業を営む大規模法人）</p> <p>平成 15 年度改正 適用期間の 2 年延長、対象者の除外（飲食店業を営む大規模法人）</p> <p>平成 16 年度改正 設備要件の変更（飲食店業の対象設備から機械装置が除外、器具備品も一定のものに限定）</p> <p>平成 17 年度改正 適用期間の 2 年延長</p> <p>平成 19 年度改正 適用期限の 2 年延長、飲食店業について適用対象の変更（生活衛生適正振興法関係）、リース税額控除の除外（リース会計基準の変更関係）、適用除外（特定旅館業を営む大規模法人の特別税額控除）</p> <p>平成 21 年度改正 適用期間の 2 年延長</p>																																			

平成 2 2 年度改正 設備要件の変更（特定旅館業を営む大規模法人の対象設備から国際放送受信設備を除外）

ページ